

平成 26 年度定期監査(7)監査結果報告書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 1 項および第 4 項の規定により、平成 26 年度定期監査(7)を実施したので、同条第 9 項の規定に基づき下記のとおり監査の結果に関する報告を提出する。

記

1 監査の概要

(1) 監査の実施時期

平成 26 年 11 月 12 日から同月 26 日までの間において実日数 7 日間

(2) 監査の方針

今回の監査は、平成 26 年度練馬区監査基本計画に基づき、平成 25 年度の事務事業等が法令等に基づき適正に行われているかを主眼に、経済性、効率性および有効性の観点からも適切に執行されているかを検証した。

また、準公金（学校給食費等の学校徴収金）について、「学校徴収金取扱の手引き」に基づいた点検および監査が行われているかに十分留意して監査を行った。

(3) 監査の視点

勤務管理は適切か、超過勤務手当・特殊勤務手当等の支給は適正か、現金・郵券等の金券類の保管および取扱いは適正か、予算の執行は計画的かつ効率的か、契約事務が規則等に従い適正に行われているか、学校施設管理の手引きに基づいた施設管理が行われているか、環境配慮への取組は積極的か、遊休物品・死蔵物品等はないか、学用品・学校給食費等の援助が適正に行われているか、情報管理が徹底されているかを主眼として監査を実施した。また、小学校内学童クラブにおいては、施設管理が適正に行われているかについて監査を実施した。

さらに、以下を重点項目として監査を実施した。

ア 「練馬区立学校事案決定規程（平成 17 年 3 月練馬区教育委員会訓令第 1 号）」、「練馬区立学校文書管理規程（平成 11 年 3 月練馬区教育委員会訓令第 1 号）」に基づき、適正な事務処理が行われているか。

イ 「学校版環境マネジメントシステムマニュアル」に基づいた薬品管理が徹底されているか。

ウ 「学校徴収金取扱の手引き」に基づき、校長、副校長および事務担当者が、準公金（学校給食等の学校徴収金）の収支状況および現金出納簿を照合し、内容を点検するとともに出納事務の処理状況について監査を受けているか。

(4) 監査対象部課等

ア 教育委員会

- ・小学校18校 中村西、開進第一、開進第三、練馬第三、田柄第二、向山、高松、石神井、石神井西、谷原、立野、大泉第一、大泉第四、大泉第六、大泉西、大泉南、南田中、富士見台
- ・中学校9校 豊玉第二、開進第一、練馬東、貫井、光が丘第一、石神井東、南が丘、三原台、大泉西
- ・幼稚園1園 光が丘さくら

イ 教育委員会事務局こども家庭部

- ・小学校内学童クラブ12か所 開進第一、開進第三、田柄第二、向山、高松、石神井、石神井西、谷原、立野、大泉第六、大泉西、富士見台

2 監査の結果

適正に行われていた。